



岐労雇均発 0525 第 1 号
令和 2 年 5 月 25 日

事 業 主 殿

岐阜労働局 雇用環境・均等室長

同一労働 同一賃金 点検依頼 について

日頃から、短時間労働者や有期雇用労働者をはじめとした労働者の労働条件の確保・改善について、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響によって、厳しい経済情勢下にあります。同一労働 同一賃金 については、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律によって、大企業では本年 4 月 1 日から施行され、中小企業においても来年 4 月 1 日から施行されます。

つきましては、**裏面**の 同一労働 同一賃金 点検票 をもとに、自社の状況を点検していただき、厚生労働省ホームページの 同一労働 同一賃金 特集ページ にある「パートタイム・有期雇用労働法 対応のための取組手順書」又は「パートタイム・有期雇用労働法等 対応状況チェックツール」を活用して、必要に応じて改善願います。

なお、**裏面**の 同一労働 同一賃金 点検票 を記入後は、貴社の状況等を把握するため、FAX (058-245-7055) にて、令和 2 年 6 月 5 日 (金) までに、当室あて御送付いただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

【担当・照会先】

岐阜労働局 雇用環境・均等室
指導員 電話 058-245-1550
〒500-8723 岐阜市金竜町 5-13
岐阜合同庁舎 4 階